

気象警報等発令、および交通機関不通の場合の措置

1. 「特別警報・警報」が発令された場合の措置

- (1) 午前6時30分現在で、「但馬北部」または「但馬南部」の3市2町（「豊岡市」「養父市」「朝来市」「香美町」「新温泉町」）のどこかに暴風警報、大雪警報、暴風雪警報 およびレベル3以上の大雨、土砂災害、河川氾濫 各警報が発令されている場合は臨時休校とする。

(波浪警報、高潮警報は除く)

- (2) 午前6時30分以降、始業時までに(1)の「警報」が発令された場合、その時点で臨時休校とする。

- (3) 始業時以降に(1)の「警報」が発令された場合、交通機関の状況を考慮しながら速やかに臨時休校とする。

2. 「注意報」が発令された場合の注意

- (1) レベル2「大雨注意報」、「大雪注意報」等の注意報が発令された場合でも、地域によって公共交通機関が不通である場合や、大幅に遅延している場合、また道路状況等で危険が予想される場合には、無理のない範囲で登校する。

- (2) (1)において登校できない場合、原則保護者から学校に連絡し、自宅学習とする。この場合、教務・該当学年により審議し、やむをえない場合は公欠とする。

3. 事故、災害、交通スト等により公共交通機関が不通となった場合の措置

- (1) 午前7時現在で、列車・バスが共に不通の場合は、臨時休校とする。

- (2) いずれか一方が動いている場合は、無理のない範囲で登校する。この場合の登校可能な生徒の基準は次の通り。

- ① 徒歩通学の生徒
- ② 自転車通学の生徒
- ③ 通常の通学手段である公共交通機関が不通でない生徒
- ④ 代替公共交通機関で登校可能な生徒(安全な方法・経路で)

- (3) (2)において登校できない場合、原則保護者から学校に連絡し、自宅学習とする。この場合、教務・該当学年により審議しやむをえない場合は公欠とする。

※ この規定は、昭和63年4月1日より施行する。

(一部改正) 平成22年5月27日

(一部改正) 平成31年4月1日

(一部改正) 令和4年4月1日 (一部改正) 令和8年6月1日